

公共事業再評価調書

主管課：土木建築部下水道課

1事業概要	事業名：中城湾南部流域下水道事業(西原処理区)				
	事業種別：流域下水道	事業主体：沖縄県		当初事業期間：H8年～H27年	
	事業箇所：中城村、西原町 与那原町、佐敷町	根拠法令：下水道法・都市計画法		事業期間：H8年～H27年	
	総事業費(百万円)：43,261	費用内訳：補助2/3、3/4		事業量：1,589.4ha	
(整備目的)	本流域下水道は、“中城湾南部流域下水道西原処理区”として中城村、西原町、与那原町、佐敷町の3町1村で構成されている。近年の生活様式の多様化及び社会経済の発展に伴い、公共用水域の水質悪化が懸念されているため、都市環境の整備と公衆衛生の向上に寄与すると共に、公共用水域の水質保全に資する事を目的とし、効率的な下水道整備を行う。				
2再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他( )				
3再評価に至った主な理由 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他( ) 下水道事業は広域的に整備を行うため事業規模が大きく、また流入下水量の増加に合わせて施設を段階的に整備するため事業期間が必然的に長くなる。当事業も事業採択後10年間を経過していることから再評価に至った。				
4事業の 進捗状況 (H17.3時点)	項目	事業費(百万円)	幹線整備(km)	用地取得(ha)	
	計画	43,261	27.66	7.8	
	実施済	24,808	18.50	7.8	
	率	57.3%	66.9%	100%	
5事業効果の 評価指標 (検討年H87年) (基準年 H8年) (単位:百万円)	① 生活環境の改善 12,174 百万円 ② 便所の水洗化 75,679 百万円  総便益 基準年換算(B) 87,853 百万円		① 建設費 55,641 百万円 ② 用地費 3,904 百万円 ③ 維持管理費 5,412 百万円  総費用 基準年換算(C) 64,957 百万円		
費用便益比 (B/C) = 87,853 / 64,957 = 1.35					
6事業を巡る 状況の変化	①社会・経済：中城湾南部地域は、近年の大型店舗の進出や、大学周辺の住宅・アパートの建設、マリンタウンプロジェクト事業の一般分譲開始等により都市化が進んでいる。 ②地元・自治体：当事業に対しては概ね地元の理解が得られており、特に大きな変化はない。 ・中城湾の海域環境の再生を図るため、県及び関係市町村による「中城湾港行政連絡会」が平成17年1月に設立された。 ③利害関係者：用地は既に取得済みである。				
7事業の必要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など： 中城湾南部流域の下水道整備は、西海岸地域と比べ大幅に後れており、そのため生活雑排水のほとんどを未処理のまま河川や排水路に垂れ流している状況であり、中城湾の水質保全には下水道の整備が必要不可欠である。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 当事業は各種汚水処理施設の整備を計画的、効率的に進めるための基本方針である「沖縄県下水道等整備構想」(平成10年6月策定)に基づき進めており、また流域幹線の整備率は66.9%と順調に進捗していることから現計画を推進することが効率的である。 ③事業効果の発現状況 平成14年度の西原浄化センター供用開始に伴い、中城村、西原町、与那原町が供用開始した。さらに平成16年度には佐敷ポンプ場の完成に伴い佐敷町が供用開始した。 下水道処理人口普及率(下水道の利用可能人口/全行政人口)=17.4%(16年度末見込み) 下水道水洗化率(下水道の利用人口/下水道の利用可能人口)=24.5%(16年度末見込み)				
8今後の対応・見直し	①事業計画等：流域幹線を早期に完成させ、処理区の拡大を図り、年々増加する流入下水量に合わせて西原浄化センターを段階的に整備する。 ②対住民関係：下水道の普及促進、啓蒙活動を関係町村と協力し、水洗化率の向上に努める。 ③執行体制等：現在の体制で執行可能である。				
9対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業の継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止				